

令和 8 年度

旭川市立永山中学校

学校いじめ防止基本方針

(生徒版)

永中生の誓い

私たち永山中学校生徒は、より良い学校づくりのために、以下の内容を守ることを誓います。

一、私たちは、人権を尊重し、安心して過ごせる学校を目指します。

一、私たちは、善悪を適切に判断し、中学生として責任をもった行動を心掛けます。

一、私たちは、良好な人間関係を築き、注意し合える環境づくりに努めます。

令和七年三月十二日

旭川市立永山中学校生徒会

1 はじめに

みなさん、いじめを防止するための法律『いじめ防止対策推進法』が平成25年に作られたことを知っていますか？また、令和5年に『旭川市いじめ防止対策推進条例』が作られました。

いじめを受けた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長に影響を与えたり、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

この法律や条例は、そのようないじめを防ぐためにつくられ、生徒はいじめを行ってはいけなさと定めています。そのため、全ての生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また、学校や学校の先生方、保護者がいじめを防ぐことなども定めています。

学校は、いじめを防ぐために「学校いじめ防止基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとする先生方を中心とした「いじめ対策チーム」で、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見付けられる取組を進めます。また、いじめが起きていると分かったら、解決するためにすぐに対応します。必要に応じて、スクールカウンセラーなどの外部の専門家に相談することもあります。

保護者は、自分の子どもがいじめを行わないように努め、もし、自分の子どもがいじめを受けたときは守ります。また、学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力するよう努めます。

生徒のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちを持ち、先生方や保護者など関係する人たちと協力して、みんなでいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

2 いじめとは？

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

つぎ 次のようなことは「いじめ」です

- 悪口や脅しなど、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや、無視をされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ものを隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしているものをたかられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など

こんなことを心がけて生活します

- いじめは、「人として絶対に許されない」という強い心をもちます。
- お互いの良さや違いを認め、尊重し合います。
- 相手の気持ちを考えて、発言したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 友達と協力しながら係活動や行事に進んで取り組みます。
- 体験活動やボランティア活動に取り組み、友達との絆を強めます。
- パソコンや携帯電話、スマートフォンは、悪口を書き込まないなどルールを守って使います。
- 人の良い面をたくさん見つけ、自分や友達を大切にします。

もし、いじめられたときは

- 一人で悩まず、先生方や家族などの大人や友だちに相談します。

いじめを「見た」「聞いた」「相談された」ときは

- 見て見ぬふりをせずに、勇気をもって助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するよう話します。

いじめのない学校をつくるために私たちができること



永山中学校 ストップいじめ宣言

①まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 学活担任、学年担任の先生方に相談
- 校長先生、教頭先生に相談
- 養護教諭、他学年の先生方などに相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友だちに相談
- そのほか、相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- 学校のいじめアンケート調査に記入
 - 警察など学校以外の相談窓口で電話
- (*くわしくは4ページ)
など

②いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	<input type="checkbox"/> いじめから守ります。 <input type="checkbox"/> 不安なく、学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーがいつでも相談にのります。 <input type="checkbox"/> 必要がある場合、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめた人にあやまり、もう二度といじめをしないことを約束させます。 <input type="checkbox"/> いじめは人として絶対に許されないことや、よりよい行動に向かうことを考えさせます。 <input type="checkbox"/> 必要がある場合、警察などに相談します。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめに加わっていても自分にも関係していることを気付かせます。 <input type="checkbox"/> いじめに気付いたときに、誰かに知らせる大切さを教えます。 <input type="checkbox"/> いじめを見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行いも許されないことを教えます。 <input type="checkbox"/> みんなでいじめをなくし、より良い学級や集団をつくることの大切さを教えます。
			いじめを知らせてくれた人 <input type="checkbox"/> 秘密を守り、いじめを行った人から守ります。
家の人に	<input type="checkbox"/> いじめを受けたことや、いじめがなくなるまでの学校の取組を説明します。	<input type="checkbox"/> いじめを行ったことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	<input type="checkbox"/> 協力が必要などときには、説明をします。

『永中生の誓い』の趣旨

全校生徒の学校生活の振り返りを受け、全校生徒が今後の生活で意識すべきことや行動すべきことをこの誓いにまとめました。以下に、それぞれの誓いの意図を説明します。

私たちは、人権を尊重し、安心して過ごせる学校を目指します。

私たちは一人で生きているわけではありません。自分の周りにはたくさんの方が関わっています。だからこそ、お互いに助け合い、幸せに生きていくためにも、人権を尊重する必要があります。お互いの個性を認め合うこと、いじめをしないこと、みんなにとって安心・安全な学校をつくることが大切です。

私たちは、善悪を適切に判断し、中学生として責任をもった行動を心掛けます。

善悪を適切に判断するためにも、校則や社会のルールについて正しく理解する必要があります。自分の言動がどのように影響するか、後先をよく考え、何事も冷静になって考えることが大切です。

私たちは、良好な人間関係を築き、注意し合える環境づくりに努めます。

注意し合える環境づくりのためには、「注意する勇気」と「注意されたことを素直に受け止める心」をもつ必要があります。そのような人間関係を友人同士だけでなく、学級や学年全体で築くことが大切です。

主な相談窓口

◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)

<電話番号> 0120-677-110 <受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号> 0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)

<受付時間> 平日 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00~17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243 <受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト(北海道教育委員会)

<Webサイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話(社会福祉法人北海道いのちの電話)

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】(北海道・札幌市)

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00~20:00 (土日祝, 12/29~1/3除く)

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。スクールカウンセラーの相談は予約可能です。予約をする場合は、保護者を通して担任や教頭に伝えてください。永山中学校の電話番号は0166-48-2511になります。スクールカウンセラーは、毎週木曜日の午後に、本校2階カウンセラー室に来校しています。